

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	未熟児養育医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、未熟児養育医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和6年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	未熟児養育医療に関する事務
②事務の概要	母子保健法及び母子保健法施行規則に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した体重2000グラム以下又は生活力が特に薄弱な乳児（0歳児）が、正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療給付を行う。 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給の申請の受理、決定 (2) 養育医療給付台帳の整備 (3) 母子保健法の規定による養育医療の給付決定の通知 (4) 母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収
③システムの名称	表計算ソフト 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
未熟児養育事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 項番70
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表中 第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって第四欄(利用特定個人情報)に「母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」を含む項 42、125、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表中 第一欄(情報照会者)が「市町村長」であって第二欄(特定個人情報利用事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの」を含む項 96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年部 子育て給付課 庶務・医療費給付担当
②所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 子育て給付課 庶務・医療費給付担当 0466-50-3580
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で子育て給付課長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	藤沢市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども青少年部 子育て給付課	子ども青少年部 子育て給付課 庶務・医療費給付担当	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	田淵 裕子	山縣 章宏	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	子ども青少年部 子育て給付課	子ども青少年部 子育て給付課 庶務・医療費給付担当	事後	
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成29年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成31年2月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成29年9月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成29年9月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	山縣 章宏	子育て給付課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	0466-25-1111(内)3831	0466-50-3580	事後	
令和2年3月13日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	2019/2/1	2020/1/1	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和2年3月13日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	2019/2/1	2020/1/1	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年3月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	2020/1/1	2021/1/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	2020/1/1	2021/1/1	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和4年12月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	2021/1/1	2022/1/1	事後	
令和4年12月16日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	2021/1/1	2022/1/1	事後	
令和6年12月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 49の項	番号法第9条第1項及び別表 項番70	事後	
令和6年12月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 26、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 70の項	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表中第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって第四欄(利用特定個人情報)に「母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」を含む項 42、125、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表中第一欄(情報照会者)が「市町村長」であって第二欄(特定個人番号利用事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの」を含む項 96の項	事後	
令和6年12月19日	Ⅳ リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。